

神奈川県立21世紀の森条例 行為の禁止事項

21世紀の森においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 21世紀の森の施設等を破損し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

県立21世紀の森管理事務所